

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

四国中央市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧川之江市地域

(1) 現況

本地域の農地は、水田を中心とした平坦部と樹園地を中心とした中山間地域で構成されている。平坦部は江戸期からの製紙業が発展し都市化しており、地形形状も平坦部に丘陵が散見し、農地は点在もしくは小規模の団地性にとどまる。担い手への集約化が進まず、兼業農家がほとんどである。多くの農地において水源をかんがい排水施設に依存しているが、施設の老朽化が著しいため、施設の改修等を行い、水資源の安定供給、維持管理軽減対策を推進することで農地の保全を図っている。

その他、イノシシ・サル等による農林業被害が拡大している地域でもある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、第1号に掲げる事業についても推進し、水資源の安定供給のため、かんがい排水施設やため池等の改修を行い、農地を保全することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧伊予三島市地域

(1) 現況

本地域は、大きくは2地区に分けられ、法皇山脈から北を嶺北、南を嶺南と呼ばれている。

嶺北の平坦部は臨海部を中心にダムからの豊富な水資源を利用した製紙業が発展し、農地については、従来から非農業的土地利用の要望が高く、そのために点在している状況である。このような中で、都市整備計画との調整を図りながら都市近郊型農業として農地の有効利用を推進されてきた。また山麓沿いについては、多くは傾斜を伴う樹園地で一部水田が見られる。高齢化や担い手不足でかんきつ園の放任が危惧されており、団地の維持とともに水利等農業用施設の保全を推進されている。

一方の嶺南においては林業がベースで農業は山地農業として茶・しきみ・自家用野菜等が行われているが、人口が減少の一途であり、農地の維持は困難な状況になりつつある。

その他、イノシシ・シカ・サル等による農林業被害が拡大している地域でもある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、第1号に掲げる事業についても推進する。既存の組織強化をして農地の保全、多面的機能の発揮の促進を図る。

3. 旧土居町地域

(1) 現況

本地域の農地は、大部分が平坦部に属しており、水稻を基幹に特産の里芋・山の芋栽培が盛んな地形的には恵まれた営農条件下にある。しかしながら、日本三大地風であるやまじ風が度々吹き荒れるため、露地での根菜作付に頼らざるを得ず、高齢農家の耕作地や運搬等条件の悪い土地については、遊休農地が増加している。そのため、農道整備やほ場整備を推進し、基盤整備済みの地区においては大型機械などを導入することにより、農地の有効利用を推進されている。

また、中山間地域の水田では良食味米の生産、畑は果樹・花木栽培がなされており、簡易な施設整備等により、農地の維持がなされている。

その他、イノシシ・サル等による農林業被害が拡大している地域でもある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、農業地域として恵まれた環境・資源を生かし、農地を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧新宮村地域

(1) 現況

本地域の農地は平坦部が少なく、ほとんどが傾斜のある山腹に点在している。村が積極的に進めてきた茶栽培が定着しており、当地観光施設で大人気の抹茶大福の原料にもなっている。その他では山菜やしきみ等が生産されている。限られた農地を有効利用することができるよう、地すべり対策事業等を中心に実施し、農地の保全が推進されてきた。また高齢化が著しく、耕作放棄地も増加しているため、その対策を行うことが必要となっている。

その他、イノシシ・シカ・サル等による農林業被害が拡大している地域でもある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、高齢化による耕作放棄地を解消するためにも法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し、組織として農地の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧川之江市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	旧伊予三島市区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	旧土居町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	旧新宮町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域である次にあげる地域。

旧川之江市	:	全	域
旧伊予三島市	:	全	域
旧土居町	:	旧関川村及び旧土居村	
旧新宮村	:	全	域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域。

旧新宮村	:	旧新立村	
------	---	------	--

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む)。

旧新宮村	:	全	域
------	---	---	---

(エ) 特認地域

① 農林統計上の中山間地域

旧土居町	:	旧天満村	
------	---	------	--

② 地域振興立法8法の指定地域に隣接する旧市町村にあって、(a)~(e)の次の要件のうち3つ以上の要件を満たす地域(旧市町村、大字又は集落)。D I D(人口集中地区)を除く。

(a) 農林業従事者割合が10%以上

- (b) 農林地率が75%以上
- (c) 農業従事者の高齢化率が39.3%以上
- (d) 耕作放棄率が9.4%以上
- (e) 耕作面積に占める急傾斜農用地（田1/20以上、畑15度以上）の割合が50%以上。

旧土居町 : 旧小富士村 大字小林

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15未満。
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地。
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合。
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合。
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合。
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする。
(高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上)
 - (ii) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合。
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。
 - (iii) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合。
1ha以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。
- (オ) 愛媛県知事が地域の実態に応じて指定する地域
 - (a) 急傾斜農用地